

福井市週休2日制促進工事における経費の補正について

福井市週休2日制促進工事实施要領（以下「実施要領」という。）第6条の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 補正の方法

(1) 建築、港湾・漁港工事以外の建設工事

- 1) 発注者指定方式の経費補正は、週休2日（4週8休）の達成を前提として当初設計から計上し、現場閉所の実績が週休2日（現場閉所率28.5%）に満たない場合は、補正係数を1.00に戻して減額変更を行う。

表1 発注者指定方式

現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
週休2日以上	1.05	1.04	1.04	1.06
週休2日未満	補正なし			

- 2) 受注者希望方式の経費補正は、週休2日（4週8休）の達成を前提として当初設計から計上し、現場閉所の実績により、設計変更時に減額変更等を行う。

表2 受注者希望方式

現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率25.0%以上28.5%未満)	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率21.4%以上25.0%未満)	1.01	1.01	1.02	1.03
4週6休未満 (現場閉所率21.4%未満)	補正なし			

- 3) 労務費及び機械経費の内訳が不明な見積りについては、当該補正を実施しない。また、工場製作のみの費用については、補正の対象としない。
- 4) 市場単価については、加算率及び補正係数を乗じて計算した設計単価に、表3-1に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表3 - 1 市場単価

名 称	区 分	発注者指定方式	受注者希望方式		
		4週8休以上	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05	1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03	1.02	1.01

5) 下水道工事における市場単価については、加算率及び補正係数を乗じて計算した設計単価に、表3 - 2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表3 - 2 下水道工事市場単価

名 称	規格・仕様	発注者指定方式	受注者希望方式		
		4週8休以上	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.03	1.02	1.01
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.05	1.03	1.01
	機械施工	1.05	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.01	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.02	1.02	1.01	1.00

(2) 港湾・漁港工事

1) 港湾・漁港工事の場合は、4週8休以上達成時のみ補正するものとする。ただし、休日には荒天によって現場に入れない日は含まないものとする。

なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率によるものとする。

表3 漁港工事（受注者希望方式）

現場閉所率	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.02	1.03
4週8休未満	補正なし			

2) 港湾工事（漁港を含む）の市場単価については、表4のとおり補正を行う。

表4 港湾・漁港工事市場単価 補正係数

工種		市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置、コム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工	1.04
22	港湾構造物塗装工	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし候	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

(3) 建築工事

発注者指定方式の場合

当初設計時、4週8休の達成を前提として、労務単価に対して表5に記載の補正係数を乗じる。
現場施工後、4週8休が未達成と確認されたときは、補正係数を1.00として減額変更を行う。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

表5 建築工事における補正係数（発注者指定方式）

現場閉所率	補正係数 労務費
4週8休以上	1.05
4週8休未満	補正なし

市場単価、補正市場単価については、表A - 2、表E - 2 及び表M - 2 の補正係数を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正係数
- ・補正市場単価 × 改修補正係数

（参考）

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ.基準補正単価の表A - 1、表E - 1 及び表M - 1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正係数」によらず、表A - 2、表E - 2 及び表M - 2 の改修補正係数を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載単価（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A - 2、表E - 2 及び表M - 2 の補正係数を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正係数

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

表 A - 2 建築工事の補正係数

工種	摘要	補正係数	
		新営	改修
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.12
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載単価の補正係数を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正係数

工種	摘要	補正係数	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	ブルボックス	1.02	1.15
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（設置極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表 M - 1 機械設備工事の補正係数

工種	摘要	補正係数	
		新営	改修
保温工事	配管用ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

2) 受注者希望方式の場合

当初設計時、4週8休の達成を前提として労務単価に対し表6に記載の補正係数を乗じ積算する。現場施工後、現場閉所の実績に応じ、労務費に対して表6に記載の補正係数を乗じて減額変更等を行う。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

表6 建築工事における補正係数（受注者希望方式）

現場閉所率	補正係数 労務費
4週8休以上 （現場閉所率28.5%以上）	1.05
4週7休以上4週8休未滿 （現場閉所率25.0%以上28.5%未滿）	1.03
4週6休以上4週7休未滿 （現場閉所率21.4%以上25.0%未滿）	1.01

市場単価、補正市場単価については、表A - 2、表E - 2 及び表M - 2 の補正係数を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正係数
- ・補正市場単価 × 改修補正係数

（参考）

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ.基準補正単価の表A - 1、表E - 1 及び表M - 1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正係数」によらず、表A - 2、表E - 2 及び表M - 2 の改修補正係数を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

表 A - 2 建築工事の補正係数

工種	摘要	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)		4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25.0%以上 28.5%未満)		4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%以上 25.0%未満)	
		補正係数		補正係数		補正係数	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載単価の補正係数を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正係数

工種	摘要	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)		4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25.0%以上 28.5%未満)		4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%以上 25.0%未満)	
		補正係数		補正係数		補正係数	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(設置極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 M - 2 機械設備工事の補正係数

工種	摘要	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)		4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25.0%以上 28.5%未満)		4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%以上 25.0%未満)	
		補正係数		補正係数		補正係数	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

【留意事項】

- ・見積り単価における労務費補正は行わない。
- ・一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施することとする。

2 適用日

令和4年4月25日以降の施行伺にかかる工事から適用する。